

## 資料 2

## 令和 8 年度におけるスポーツ団体に対する補助

(単位：千円)

事業内容	補助対象団体	R 8 当初予算
○ 生涯スポーツ団体事業費補助 社会体育の関係団体が実施する生涯スポーツ振興事業の事業費の一部を補助する。	・新潟県スポーツ推進委員協議会 ・(一社)新潟県レクリエーション協会 ・新潟県女子体育連盟	840 (840)
○ スポーツ大会補助 国民スポーツ大会に参加する選手等のユニフォームの購入費を補助する。	(公財) 新潟県スポーツ協会	1,020 (1,020)
○ 新潟県スポーツ協会事業費補助 県スポーツ協会が実施する、指導者養成・啓発活動等のスポーツ振興事業に対して補助する。	(公財) 新潟県スポーツ協会	1,503 (1,503)
○ 競技用具等輸送費補助 北信越国スポ及び国民スポーツ大会に参加する競技の競技用具(馬、ヨット、ボート)の輸送費を補助する。	・新潟県馬術連盟 ・新潟県セーリング連盟 ・新潟県ボート協会	1,702 (1,752)
○ 競技水準向上対策費(補助)	(公財) 新潟県スポーツ協会	217,906 (216,572)
競技水準向上対策運営費補助 本県競技水準の定着に向け、各種目の競技力向上に係る施策を推進するための運営費を補助する。	—	—
新潟ジュニア育成事業補助 競技団体によるジュニア選手を対象とした計画的・継続的な育成・強化活動費を補助する。	—	—
育成指導者配置事業補助 優秀な競技実績を有する指導者等を地域に配置するための事業費を補助する。	—	—
国スポ強化事業補助 成果が期待できる競技種目等への重点支援を図り、国体選手の合宿、遠征等の強化活動費を補助する。	—	—
強化スタッフ支援補助 国スポ等に強化スタッフを派遣するための遠征費を補助する。	—	—
社会人・企業スポーツ指定強化事業補助 社会人スポーツの振興を図るため企業・クラブの強化活動費を補助する。	—	—
トップコーチ等招へい補助 トップコーチ等の招へいにより、オリンピックなど世界で活躍できる選手の育成・強化活動費を補助する。	—	—
コーディネーター配置補助 優秀選手や指導者が本県に定着し、地域社会で活躍できる仕組みづくりを行うため、県スポーツ協会に配置する経費を補助する。	—	—
スポーツ医科学サポート補助 県スポーツ協会加盟団体等が指定する競技者のスポーツ医科学センターでの測定経費を補助する。	—	—
オリンピックアスリート活動支援補助 県スポーツ協会が指定する強化指定選手の国内外遠征等の強化活動費を補助する。	—	—
○ いいがたスポーツタレント発掘・育成事業 スキー人口の拡大と競技力の向上を図るため、小学生対象の運動能力測定会や競技体験会の実施により、有望なジュニア選手を発掘し、適性のある種目で育成する。	(公財) 新潟県スキー連盟	8,291 (7,961)

下段( ) 書きはR7当初予算額

【参考条文】 スポーツ基本法

(地方公共団体の補助)

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第35条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

【参考条文】 社会教育法

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(審議会等への諮問) 第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。